

琉球泡盛海外輸出プロジェクト 規約

平成30年1月29日制定

(名称)

第1条 本会は、「琉球泡盛海外輸出プロジェクト」と称する。

(目的)

第2条 本会は、琉球泡盛の輸出を促進するため、関係者一体となった取組を推進することを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、本会の目的に賛同する関係団体、地方公共団体、関係府省、個人等により構成する。

(活動)

第4条 本会は、会員の合意に基づき、次の活動を行う。

- (1) 琉球泡盛の輸出に関する情報の収集・分析及び共有化
- (2) 琉球泡盛の輸出に係る普及啓発及び広報
- (3) 輸出促進に関する方策の検討及び実施
- (4) 本会の会員による取組の連携・調整
- (5) 本会の活動に関係する組織との連携
- (6) その他

(役員)

第5条 本会に、会長及び副会長を置く。

2 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

(幹事会)

第6条 本会の下に、幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成する。幹事については、必要に応じて追加等の変更を行うことができる。

(事務)

第7条 本会の事務は、内閣府沖縄総合事務局、沖縄国税事務所及び沖縄県酒造組合において協同して執り行う。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は幹事会が定める。